

令和2年度 いわき市
次世代自動車導入促進補助制度のご案内
燃料電池自動車・電気自動車の導入を支援します！



チョイス！エコカー

補助対象車 (新車に限る)	補助額
燃料電池自動車	20万円/台
電気自動車	5万円/台

いわき市では、利用段階で二酸化炭素など温室効果ガスを排出せず、利便性やエネルギー効率が高いうえ、災害時にも利用できるなど、次世代エネルギーの一つとして期待される水素等の利活用を促進するため、市民や市内事業者の方々が次世代自動車(燃料電池自動車・電気自動車)を導入する際に、購入費用の一部を補助します。

申請受付期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- 次の①～③のいずれかに該当する方
 - 市内に住所を有する個人
 - 市内に事業所等を有する法人
 - ①、②に対して補助対象車のリース販売を行うリース事業者
- 市税を完納している方
- いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者ではない方

対象となる燃料電池自動車・電気自動車

次の全ての要件を満たす燃料電池自動車・電気自動車が対象です。

- 初度登録が令和2年1月1日から令和2年12月31日までに行われた車両
- 新車(初度登録)で導入した車両
- 専ら自家用に供し、自動車車検証における「使用の本拠の位置」がいわき市内であるとして登録されている車両

※ その他にも要件がございますので、詳しくは環境企画課までお問い合わせください。

手続きの流れや、申請書等の様式につきましては、市ホームページをご覧ください。

《申請及び問い合わせ先》

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境企画係 (市役所本庁舎6階)

電話(0246)22-7528 FAX(0246)22-7599

URL:<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1553062773828/index.html>



手続きの流れと申請書類

1. 導入完了=初度登録日

＜提出書類＞

＜共通＞

- ①補助金等交付申請書
- ②自動車車検証の写し
 - 両面ともコピーすること
- ③対象車の購入費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等）
 - 対象車に係る経費の記載がない場合は、別途内訳書等を添付
- ④暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ⑤市税完納証明申請書（コピーは不可）
 - 発行日から3か月以内のもの
- ⑥口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

＜申請者が個人の場合＞

- ⑧住民票（コピーは不可）
 - 自動車車検証記載の「所有者の住所」への居住が確認できるもの
 - 発行日から3か月以内のもの
 - マイナンバーが記載されていないもの

＜申請者が法人の場合＞

- ⑨以下(i)～(iii)のいずれか1つ（コピーは不可）
 - (i)登記簿謄本
 - (ii)現在事項全部事項証明書
 - (iii)履歴事項全部証明書
- 自動車車検証記載の「所有者の住所」への所在が確認できるもの
- 発行日から3か月以内のもの

＜申請者がリース事業者の場合＞

- ⑩賃貸借契約書の写し
- ⑪貸与料金の算出根拠明細書
- ⑫以下の(i)～(ii)のいずれか1つ
 - (i)使用者が個人の場合…使用者の④、⑤及び⑧に係る書類
 - (ii)使用者が法人の場合…使用者の④、⑤及び⑨に係る書類

2. 申請

3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

＜提出書類＞

- ⑮補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数台の車を同時に申請する場合は、車両別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（住民票等）は、原本のほかコピーを1部提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。